

| 事業No | 推進 時期 | 具体的な取組 | 条例の 条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成26年度の 達成度 | 平成27年度実施状況 | 平成27年度の 達成度 | 平成28年度実施状況 | 平成28年度の 達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評 価 | 平成28年度の所管 局 | 平成28年度の所管課 |
|------|----------|--|-----------|------------------|--------------------------|---|---|----------------|--|----------------|---|--------------------------|---------------|----------------------|----------------|------------|
| 346 | (28) ④ | 子どもが安心して 笑顔で過ごせるよう、相談カードの配 布や子ども救済の実 施等を行います。 | 35条 | 206 | 人権オンプズパーソナル 情報・啓発事業 | 人権オンプズパーソナル子ども相談カードの配布や、パソコンの配布や動画の活用を行い、制度の周知と利用の促進を図る。 | 市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配布した。また、中学校1年生以下の子どもを持つ全保護者に、学校及び保護者、幼稚園、保育所、児童館、公民館、市場等に届出した。また、19市町を各区分とし、アゼラジョン等で開催し、さらに、啓発パネルを各区分(3分冊)、第3年度で発行した。昨年年度に引き続き人権オンプズパーソナル制度を周知し、市立中学校の全生徒に配布したほか、昨年年度、新たに19市町でポスターを作成し、市立中学校1年生全に配布した。なお、子どもの救済受付件数は171件、子どもの救済受付件数は3件、発願届は1件であった。 | 3 | 市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配布した。また、中学校1年生以下の子どもを持つ全保護者に、学校及び保護者、幼稚園、保育所、児童館、公民館、市場等に届出した。また、19市町を各区分とし、アゼラジョン等で開催し、さらに、啓発パネルを各区分(3分冊)で表示した。また、人権オンプズパーソナル制度を周知し、市立中学校1年生全に配布した。なお、子どもの救済受付件数は191件、子どもの救済受付件数は6件、発願届は5件であった。 | 3 | ■成果：26年度から、相談カードを定額型(しようがた)に変更し、子どもが使いやすい形とし、市内19市町で配布したほか、19市町が積極的に配布し、子ども救済に活用した。また、関係者も積極的にアゼラジョンを行った。 ■子どもの権利に関連して、子どもが安心して子どもの権利の侵害について、相談できるような制度の周知を図った。 ■課題：引き続き、人権オンプズパーソナル制度を周知するため、様々な手法を活用した広報・啓発を行う必要がある。 | C | 市民オンプズパーソナル | 人権オンプズパーソナル | | |
| 347 | | | | 270 | 人権オンプズパーソナル 子ども救済推進事業 | 人権オンプズパーソナルと専門職員が 介入し、いじめや人権に関する相談をすること により、人権オンプズパーソナルをより身近 に感じてもらえる機会として周知し、利用 の促進を図る。 | 中学校4校、小学校8校で人権オンプズパーソナル子ども救済を実施した。「案件1件でも相談できる。安心して相談できる。何のあつたら相談したい。」という感想が、小学校・中学校合わせて約56%であった。 | 3 | 中学校4校、小学校8校で、平成24年度に制作した情報録録DVDの放映や、併せて中学校生向け研修会などを利用して、人権オンプズパーソナル子ども救済を周知した。うち中学校1校については、市民文化センター大ホールで実施した。また、市民文化センター大ホールで実施した。 | 3 | ■成果：平成28年度の小中学校アンケート結果では、子ども救済は分かりやすかつとまああつたが90%を超えている。 ■「子どもの権利」に関連して、子どもが安心して子どもの権利の侵害について、相談できるような、人権オンプズパーソナル子ども救済を実施した。 ■課題：引き続き、わかりやすい内容で、子ども救済を実施していく必要がある。 | C | 市民オンプズパーソナル | 人権オンプズパーソナル | | |
| 348 | (29) | 相談・救済相談 について、ホーム ページ等により子ども が安心して相談 できるような情報を行 うとともに、関係機 関及び関係者と連携 し、子どもの権利機 関の特性を踏まえた 相談及び救済を行 います。 | | 300 | かわさき子どもページ | 子どもがわかりやすい表現で、条例に 基づいてイベント、相談窓口の情報を 各川崎市ホームページ上で発信すること で、子どもが豊かに生活し、社会に 参加するきっかけづくりができるよう支 援する。 | ページ内の全ての漢字・カタカナにルビを あわせて子どもがわかりやすい表現で子 ども向けイベントなどを掲載した。また、相談 窓口ページについて、より見やすかつたや りかたで、ページ内容を改善した。 ■子どもの権利に関連して、子どもが安心して子どもの権利の侵害について、相談できるような、人権オンプズパーソナル子ども救済を実施した。 ■課題：引き続き、わかりやすい内容で、子ども救済を実施していく必要がある。 | 3 | ページ内の全ての漢字・カタカナにルビを あわせて子どもがわかりやすい表現で子 ども向けイベントなどを掲載した。また、相談 窓口ページについて、より見やすかつたや りかたで、ページ内容を改善した。 ■子どもの権利に関連して、子どもが安心して子どもの権利の侵害について、相談できるような、人権オンプズパーソナル子ども救済を実施した。 ■課題：引き続き、わかりやすい内容で、子ども救済を実施していく必要がある。 | 3 | ■成果：子ども向けイベント情報の掲載や相談ページ、広報資料ページの整理を通して、子どもが自分情報を見やすいページを提供できた。 ■「子どもの権利」に関連して、全ての漢字・カタカナにルビを あわせて子どもがわかりやすい内容に ■課題：ホームページの更新が滞り続けている。市内のイベント情報に関する情報の掲載やホームページの更新の他、子どもが楽しめるような新たなコンテンツの創出など、「子どもページ」そのものの拡充及び、魅力的な見せ方の検討が必要である。 | C | こども未来局 | 青少年支援課 | | |
| 349 | | | | 119 | 要保護児童施設の見直し | 複雑な状況にも対応できる高度専門的 な相談・支援体制を整え、要保護児童 施設等で健全な成長ができるよう、迅速 な対応及び迅速な対応を図る。 | 専門的ケアを行う施設整備を進めると ともに、既設児童養育施設の改善にあつては施設 の改善から生活面での小規模化を図り、家庭的 な養育環境づくりの推進し、必要に応じて 入居した。 | 3 | 施設内施設が本年4月に開校し、教育委員会と施設等 と連携を図りながら、教育・医療・心理等に関する 専門的ケアが行われる体制を整えた。 児童養育施設の改善の進捗は、引き続き、良好 な状況にあると見られる。引き続き、必要に応じて 入居した。 | 3 | ■成果：専門的ケアを行う児童養育施設整備を平成 27年度の計画に照らし、要保護児童施設を改善すると ともに、既存児童養育施設についても改善を図り、小規模 グループケアの導入など入所児童の処遇の向上に努めた。 ■「子どもの権利」に関連して、児童福祉法の改正により、家庭 での養育が望めない場合に、養育と児童の福祉の両面 を考慮しながら、教育・医療・心理等に関する専門 的ケアが行われる体制を整えること等が定められており、 本計画において小規模グループケアを導入した施設における養育 の向上に努めている。 ■課題：施設においては小規模グループケアの導入が、段階 的に実施されているところであるが、経費削減の 強い傾向が顕著になっていること、大規模な施設とユニットの 棲が異なるユニットや養育環境が異なることによる養育環境 の異なる可能性があるため、引き続き権利保護に向けた取組を推 進する必要がある。 | C | こども未来局 | こども保護福祉課 | | |
| 350 | | | | 65 | 児童養育施設 | 保健福祉センターにおいて学校保健と連携し ながら、性をめぐる心や身体の健康について集 団指導による健康教育を実施し、面接や電話に よる個別相談を実施した。 また、高校、中学校、児童福祉施設(入所中の 中高生)にて、講話や授業などパートナー シップの構築と性感染症の予防について講演会 を実施した。 | 保健福祉センターにおいて学校保健と連携し ながら、性をめぐる心や身体の健康について集 団指導による健康教育を実施し、面接や電話に よる個別相談を実施した。 また、高校、中学校、児童福祉施設(入所中の 中高生)にて、講話や授業などパートナー シップの構築と性感染症の予防について講演会 を実施した。 | 3 | 保健福祉センターにおいて学校保健と連携しな がら、性をめぐる心や身体の健康について集 団指導による健康教育を実施し、面接や電話に よる個別相談を実施した。 また、高校、中学校、児童福祉施設(入所中の 中高生)にて、講話や授業などパートナー シップの構築と性感染症の予防について講演会 を実施した。 | 3 | ■成果：各区分保健福祉センターにおいて、児童養育施設及びその 保護者に対して養育指導の心付けから、性に関することや性 感染症に関する相談を実施し、また、学校保健と連携しながら集団指導により正しい知識の普及 と啓発を実施した。 ■子どもの権利に関連して、正しい知識の普及と、啓発の実施 と個別相談の実施により、自分を守り得る権利保護が促進 された。 ■課題：今後各区分に対する電話、面接での相談の周知を図ると ともに、養育指導を効果的に実施していくことで、保健福祉 センターの相談窓口の心付け、性に関する相談ができるというこ とを生徒に周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要 がある。 ■課題：集団指導においては引き続き実施する対象と合わせ、効 率的な集団指導となるよう、学校、施設や講師との調整を継続し て実施する必要がある。 | C | こども未来局 区役所 | こども保健福祉課 地域支援センター | | |
| 351 | | | | 73 214 217 | 児童家庭相談事業 | 子どもに関する様々な課題につき、家 庭その他の相談に対し、区役所内部相談及び児童 相談所関係機関との連携のもと迅速な支援を 実施した。(平成26年度相談受付件数1,570件) | 子どもに関する様々な課題につき、家庭そ の他からの相談に対し、区役所関係機関等 関係機関との連携のもと迅速な支援を 実施した。(平成27年度相談受付件数773件) | 3 | ■成果：区役所及び児童相談所の連携による支援に関して、子 どもの権利が守られるよう対応している。 ■子どもの権利に関連して、子どもや家庭からの相談が あった場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守 っている。 ■課題：増加する相談に対応するため、引き続き区役所と児童相 談所の適切な連携による迅速な支援を実施する必要がある。 | C | こども未来局 区役所 | 児童家庭支援・虐待対策室 地域支援センター | | | | |
| 352 | | | | 218 | 児童相談所相談事業 | 相談ニーズの適切な把握と児童の意思 や気持ち等を尊重し、児童が安心して生活する ための相談支援を実施する。 | 複雑・多様化する児童相談に適切に対応する ため、職員一人ひとりの専門性向上に取り 組み、児童に関する専門知識を蓄積して、児童 の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めた。 | 3 | 複雑・多様化する児童相談に適切に対応する ため、職員一人ひとりの専門性向上に取り 組み、児童に関する専門知識を蓄積して、児童 の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めた。 | 3 | ■成果：複雑・多様な児童家庭相談が増加する中、児童相談所職 員の専門性向上に取り組み、児童やその家庭に関する専門相談 窓口として、相談支援の実績があった。 ■子どもの権利に関連して、児童相談所が関与する子どもへの 相談に対し、子どもの権利を守るという観点から、適切な相談 支援を実施した。 ■課題：職員の専門性向上を継続し、児童に関する専門相談機 関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援を実施してい く必要がある。 | C | こども未来局 | 児童家庭支援・虐待対策室 | | |
| 353 | | | | | SOSカードの作成・配布 | 増加し続ける児童虐待の早期発見・予 防のため、子ども自身が相談の電話をか けるよう、児童虐待防止センター等 の電話番号を掲載した児童虐待防止カードを 配布する。 | 子ども自身が相談の電話をかけるよう、 児童虐待防止センター等の電話番号を印刷し たカードを市内の小・中・高校へ配布し、周知 を図った。 | 3 | 子ども自身が相談の電話をかけるよう、児童虐待防 止センター等の電話番号を印刷したカードを市内の 小・中・高校へ配布し、周知を図った。 | 3 | ■成果：児童虐待防止センターなど相談機関の電話番号を明示し た「SOS」カードを市内の小・中・高校へ配布し周知を 図った。 ■子どもの権利に関連して、子ども自身が電話する際、第 三者に知られることがないよう、携帯できるカードとして配布 した。 ■課題：引き続き、カードを配布することで、児童への周知を図 る。 | C | こども未来局 | 児童家庭支援・虐待対策室 | | |

| 事業名 | 推進 組織 | 具体的な取組 | 系列の 条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成26年度の 達成度 | 平成27年度実施状況 | 平成27年度の 達成度 | 平成28年度実施状況 | 平成28年度の 達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評 価 | 平成28年度の所管 局 | 平成28年度の所管課 |
|-----|----------|--|-----------|----|----------------------------------|---|---|----------------|--|----------------|--|----------------|---|--------------|----------------|---------------------------|
| 354 | (2)9 | 相談・救済機関について、ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるような広報を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携し、子どもの権利保護の特性に配慮した相談及び救済を行います。 | 35条 | | 児童相談所の広報 | 児童相談所の広報資料等に子ども自身からの相談も可能なことを記載する等、子どもが安心して気軽に相談できるような広報を行う。 | 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡先や研修等を活用し、児童相談所の広報を図った。 | 3 | 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡先や研修等を活用し、児童相談所の広報を図った。 | 3 | 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡先や研修等を活用し、児童相談所の広報を図った。 | 3 | ■成果：子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡先や研修等を活用し、児童相談所の広報を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：児童相談所は児童に関する相談の専門機関であり、子どもが安心して相談できるという観点から支援を行っていることへの理解を図った。 ■課題：引き続き、連絡先、研修等を活用し、児童相談所の広報・周知を図る。 | C | こども未来局 | 児童家庭支援・虐待対策室 |
| 355 | | 児童相談所及び児童虐待防止センターのホームページによる周知・広報 | | | 児童相談所及び児童虐待防止センターのホームページによる周知・広報 | 児童自身が相談しやすい環境を整えるため、児童相談所ホームページにおいて児童本人から相談できるような広報を行う。 | 必要に応じて、ホームページの掲載内容をより、わかりやすく更新し、周知・広報に努めた。 | 3 | 必要に応じて、ホームページの掲載内容をより、わかりやすく更新し、周知・広報に努めた。 | 3 | 必要に応じて、ホームページの掲載内容をより、わかりやすく更新し、周知・広報に努めた。 | 3 | ■成果：必要に応じて、ホームページの掲載内容をより、わかりやすく更新し、周知・広報に努めた。 ■「子どもの権利」に関連して：児童相談所は様々な相談に応じる機関であることとホームページに掲載している。 ■課題：様々な機会において、児童相談所等の周知・広報を実施する。 | C | こども未来局 | 児童家庭支援・虐待対策室 |
| 356 | | かわきき区子ども子育てページ | | | かわきき区子ども子育てページ | 相談事業、イベントなど区の子育て・子育てに関する身近な情報を発信する。 | ホームページのあり方、イベント情報等を随時更新して、身近な子育て・子育て情報を提供した。 | 3 | ホームページを更新し、タイムリーな情報提供に努めた。 | 3 | ホームページのかわきき子育てページを更新し、タイムリーな情報提供を行うことができた。 | 3 | ■成果：ホームページ、かわきき子育てアプリ等多様な媒体を活用し効果的な子育て支援情報を発信することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：相談機関や子育て支援機関の情報をホームページ上で発信し、子どもが権利に配慮した情報発信を行うことができた。 ■課題：引き続きホームページ等を活用し、タイムリーかつわかりやすい情報提供を行う。 | C | 川崎区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 357 | | こども情報ネットさいわい | | | こども情報ネットさいわい | こども支援等で発行している「こども情報ネットさいわい」（おもに小中学生・中学生に配布）等において、こども相談窓口等の広報を行う。 | 子どもの関係機関で構成する各区とも総合支援ネットワーク協議会の例会「情報ネットさいわい」において、企画編集を行い、7月、12月、2月の3回発行し、区内関係機関に配布した。特に小中学生には世帯ごと（14区6,173世帯）・中学生には一人ひとり（5区2,644人）に配布した。 | 3 | 子どもの関係機関で構成する各区とも総合支援ネットワーク協議会の例会「情報ネットさいわい」において、企画編集を行い、7月、10月、12月の3回発行し、区内関係機関に配布した。特に小中学生（中校区下河原小学校を含む）には世帯ごと（14区6,089世帯）・中学生（中校区中野中学校を含む）には一人ひとり（9校3,228人）に配布した。 | 3 | 子どもの関係機関で構成する各区とも総合支援ネットワーク協議会の例会「情報ネットさいわい」において、企画編集を行い、7月、10月、12月の3回発行し、区内関係機関に配布した。特に小中学生（中校区下河原小学校を含む）には世帯ごと（14区6,089世帯）・中学生（中校区中野中学校を含む）には一人ひとり（9校3,228人）に配布した。 | 3 | ■成果：子どもや保護者が地域とのかわききを持って連絡や情報の提供など、子どもに関する幅広い情報をひとまとめで発行した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの目立った言葉や悩みが等々増えたり相談を申請することで、情報について自ら答えたり、選択でき、自分で決める権利につながった。 ■課題：子どもにニーズのある情報の集約方法について検討が必要である。 | C | 南区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 358 | | なかはらっこ広場 | | | なかはらっこ広場 | 子ども自身が相談機関を体験できるような中野区ホームページ内の「中野区【子育て】情報ガイドこのゆびとーまわれ」の中に、「なかはらっこ広場」を開発し、広報を行う。 | 前年度に引き続き、中野区ホームページ内の「中野区【子育て】情報ガイドこのゆびとーまわれ」の中の「小学～高校初級ページ」「なかはらっこ広場」から、区内の子ども支援団体の活動を週ごとに情報発信を行った。 | 3 | 前年度に引き続き、中野区ホームページ内の「中野区【子育て】情報ガイドこのゆびとーまわれ」の中の「小学～高校初級ページ」「なかはらっこ広場」から、区内の子ども支援団体の活動等について情報発信を行った。 | 3 | 前年度に引き続き、中野区ホームページ内の「中野区【子育て】情報ガイドこのゆびとーまわれ」の中の「小学～高校初級ページ」「なかはらっこ広場」から、区内の子ども支援団体の活動等について情報発信を行った。 | 3 | ■成果：中野区の事業として、「こども支援ネットワーク」を「総合こどもネットワーク」に統合し、その統合で実施した「こども支援センター（子ども権利）」と「地域みまもり支援センター」の現状状況を等々取り上げ発信できた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが参加できる権利を生かした体験型事業を実施でき、好評で、定着してきた。 ■課題：子育て団体の情報は、ページは基本的に変わらないのでなかなか更新が難しいこと。 | C | 中野区役所 | 地域みまもり支援センター 学校・地域連携担当 |
| 359 | | たかつくこどもページ | | | たかつくこどもページ | 子どもが自ら情報収集できるよう、区のホームページ上の児童虐待防止「こどもページ」に区民の関心を喚起し、必要に応じての情報を提供し、紹介する。 | 月1回更新、掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。 | 3 | 月1回更新、掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。 | 3 | 掲載内容の確認、修正等のメンテナンスを行ったほか、国定公園に登録された植物官能通観のページを作成した。 | 3 | ■成果：高津区の見どころや歴史などをホームページを通じて案内することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：区民の情報を提供することで子どもの「自分で決める権利」に寄与することができた。 ■課題：子どもが欲しい情報を把握する必要がある。 | C | 高津区役所 | 企画課 |
| 360 | | 子育て情報発信事業（密閉区） | | | 子育て情報発信事業（密閉区） | 子育ての当事者が当事者の目線で作成した子育て情報誌「密閉子育てガイド」と「こどもページ」を再編集し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施する。併せてホームページでも情報の発信を実施する。 | みやえ子育てガイド「とことこ」及び「とことこおでかマップ」を各1万部作成し、随時子ども支援センター及び子育て支援者の保護者の区民記入手帳の裏面に配布した。また、密閉区の子育て支援センターに子育て情報発信ホームページを設置するとともにフェイスブック及びツイッター・ブログを活用して子ども・子育てで情報を発信することにも、利用率・魅力感のさらなる向上に努めた。SNS（Facebook及びTwitter）及び子育てアプリ並びに地域情報ポータルサイトを活用したこども子育て情報の発信を行った。 | 2 | みやえ子育てガイド「とことこ」改訂あたり、外国人市民及び難民等も入居しているためを追加して改訂のし、新たに700部を作成、配布した。若狭海岸地保ポータルサイト「密閉区」内に開設したWEGE（子育て）を各1万部配布し、子育て情報発信の場として、随時的かつ効果的に子ども・子育てで情報を発信することにも、利用率・魅力感のさらなる向上に努めた。SNS（Facebook及びTwitter）及び子育てアプリ並びに地域情報ポータルサイトを活用したこども子育て情報の発信を行った。 | 3 | みやえ子育てガイド「とことこ」改訂あたり、外国人市民及び難民等も入居しているためを追加して改訂のし、新たに700部を作成、配布した。若狭海岸地保ポータルサイト「密閉区」内に開設したWEGE（子育て）を各1万部配布し、子育て情報発信の場として、随時的かつ効果的に子ども・子育てで情報を発信することにも、利用率・魅力感のさらなる向上に努めた。SNS（Facebook及びTwitter）及び子育てアプリ並びに地域情報ポータルサイトを活用したこども子育て情報の発信を行った。 | 3 | ■成果：冊子、WEB、アプリそれぞれの特性を生かした子育て情報の発信により、より広範囲で情報提供し、イベント参加等に結びつけることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：みやえ子育てガイド「とことこ」へよりがなを追加したことにより、こどもも単独でも情報提供が容易になり、自分で決める権利に寄与することができた。 ■課題：WEBに多くの情報があふれる中、より効果的な広報の実現に向け発信する内容、タイミングの精査が必要である。 | C | 密閉区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 361 | | 子育てWEB（多摩区） | | | 子育てWEB（多摩区） | 子ども向けに各種相談先について、ホームページにより案内し、子どもの相談・救済を促進する。 | 「多摩区子育てWEB」において、子ども向けの各種相談窓口について、随時的に更新し、子どもが相談・救済を促進した。 | 3 | 「多摩区子育てWEB」において、子ども向けの各種相談窓口について、随時的に更新し、子どもが相談・救済を促進した。 | 3 | 子ども向けの各種相談窓口について、随時的に更新し、子どもが相談・救済を促進した。 | 3 | ■成果：定期的な情報収集と掲載情報の更新によって、地域の状況やニーズに合った情報提供をすることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：多様な子ども向けの相談窓口を掲載し、必要に応じて支援を受ける権利保障が推進された。 ■課題：情報内容や確認方法を工夫しながら提供を行う必要がある。 | C | 多摩区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 362 | | あさおきっすっページ | | | あさおきっすっページ | 子ども自身が必要な情報を得られるよう区民の日常生活や生活に関する情報、相談機関等についての情報を、ホームページ（あさおきっすっページ）で提供する。 | 「あさおきっすっページ」で区民の生活や生活に関する情報、各種相談機関等の情報を子どもにわかりやすく提供した。また、小中学生向けのイベント情報「小中学生イベントカレンダー」を毎月更新し提供した。 | 3 | 「あさおきっすっページ」で区民の生活や生活に関する情報、各種相談機関等の情報を子どもにわかりやすく提供した。また、小中学生向けのイベント情報「小中学生イベントカレンダー」を毎月更新し提供した。 | 3 | 「あさおきっすっページ」で区民の生活や生活に関する情報、各種相談機関等の情報を子どもにわかりやすく提供した。また、小中学生向けのイベント情報「小中学生イベントカレンダー」を毎月更新し提供した。 | 3 | ■成果：組織情報の更新やイベントカレンダーを通して、子どもの必要とする相談機関やイベントの情報を提供することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：相談先の情報や、地域で参加できるイベントの紹介を通して、子どもの健全な育成を推進した。 ■課題：子どもにわかりやすく情報提供できるよう、内容を検討していく。 | C | 麻生区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 363 | | 相談カード「ひとりでも悩まないで」の作成、配布 | | | 相談カード「ひとりでも悩まないで」の作成、配布 | 児童・生徒、教職員に対して様々な相談ニーズに応じたカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行う。 | 子どもたちがさまざまな相談ができるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒、教職員等とした。また、市立第一幼稚園、区民学校にも配布して活用を図った。今年度は児童生徒支援センターを通じて、高津区内の総合型地域ケア推進担当を通じて、高津区内の総合型地域ケア推進担当を通じて、市の各課等と連携して相談カードを配布した。 | 3 | 子どもたちがさまざまな相談ができるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒、教職員等とした。また、市立第一幼稚園、区民学校にも配布して活用を図った。今年度は児童生徒支援センターを通じて、高津区内の総合型地域ケア推進担当を通じて、市の各課等と連携して相談カードを配布した。 | 3 | 子どもたちがさまざまな相談ができるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒、教職員等とした。また、市立第一幼稚園、区民学校にも配布して活用を図った。今年度は児童生徒支援センターを通じて、高津区内の総合型地域ケア推進担当を通じて、市の各課等と連携して相談カードを配布した。 | 3 | ■成果：多様な相談機関や窓口を掲載した相談カードを子どもに配布したことにより、子どもたちがさまざまな相談ができるような環境づくりを図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：相談カードの配布を通して、7つの子どもの権利がつけられるよう、周知を図るようとした。 ■課題：担任から子どもたちにカードの使い方を説明するなど、子どもたちが必要なときに相談機関に相談できるような配慮が必要である。 | C | 教育委員会事務局 | 人権・共生教育担当 |

| 事業№ | 推進 時期 | 具体的な取組 | 系列の 条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成26年度 の達成度 | 平成27年度実施状況 | 平成27年度の 達成度 | 平成28年度実施状況 | 平成28年度の 達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評 価 | 平成28年度の所管 局 | 平成28年度の所管課 |
|-----|----------|--|-----------|-------------------|--------------------------|---|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|--------------|----------------|----------------------|
| 364 | (2)9 | 相談・救済機関について、ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるような取組を行って、相談機関及び関係と連携し、子どもの権利侵害の発生に際しては、相談及び救済を行います。 | 35 | 321 | 川崎市立学校インテナーネット問題相談窓口 | ネットいじめやインターネットトラブル、SNSメール、出会い系サイト、児童相談所などで行っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を図る。 「保護者・友人などのインターネット講師」による「子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決を図る。」 | 相談窓口を総合教育センターに移し、子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を図る。また、常設200以上のサポートの監視を続け、不適切な発言などに迅速に対応し、必要に応じて、児童生徒や保護者の安全を確保するための対応を行う。 「保護者・友人などのインターネット講師」による「子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決を図る。」 | 3 | 年度で90件ほどの相談あり、その中には、LINE関係、ネット外へのいじめの相談も多し、また、常設200以上のサポートの監視を続け、不適切な発言などに迅速に対応し、必要に応じて、児童生徒や保護者の安全を確保するための対応を行う。 「保護者・友人などのインターネット講師」による「子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決を図る。」 | 3 | 年度90件ほどの相談あり、ネット依存に関する保護者の相談をはじめ、LINEやTwitterに関するものやSNSへの書き込み等、ネットいじめの相談をはじめ、ネット外へのいじめ相談も多し。また、Twitterを匿名で200以上のサポートの監視を続け、不適切な発言などに迅速に対応し、必要に応じて、児童生徒や保護者の安全を確保するための対応を行う。 「保護者・友人などのインターネット講師」による「子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決を図る。」 | 3 | ■成果：電話及びメールによるネット上の問題に限らず、広く困っている子どもや保護者からの相談を受け、未然防止や解決の対応に当たることとなった。また、Twitterを匿名で200以上のサポートの監視を続け、不適切な発言などに迅速に対応し、必要に応じて、児童生徒や保護者の安全を確保するための対応を行う。 「保護者・友人などのインターネット講師」による「子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決を図る。」 | | 総合教育センター | 総合教育センター情報・視聴覚センター |
| 365 | | | | 322 | 24時間電話相談 | 子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教職員の子どもとの関わりに関する悩み等について、電話相談によって対応する。 | 年末年始を含め、24時間相談を受け付け、児童生徒や保護者の相談に即応できる体制をとった。377件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図った。 | 3 | 児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受け付け、また、総力カードにはQRコードを掲載し、子どもや保護者が1000件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図った。 | 3 | 児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受け付け、また、総力カードにはQRコードを掲載し、子どもや保護者が1000件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図った。 | 3 | ■成果：様々な相談に迅速に対応することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが困ったことや悩みをいっしょに相談できるようにした。 ■課題：相談窓口の周知と他機関との円滑な連携を継続する必要がある。 | C | 教育委員会事務局 | 総合教育センター 教育相談センター |
| 366 | | | | 323 324 325 | 教育相談事業 | 子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教職員の子どもとの関わりに関する悩み等について、先着順で相談や電話相談によって対応する。 | 先着順相談では、144件の新規相談があり、緊急対応が必要な相談も増加した。また、電話相談では977件の相談に対応した。また、電話相談では1000件の相談に対応した。 | 3 | 先着順相談では、150件の新規相談があり、緊急対応が必要な相談も増加した。また、電話相談では1000件の相談に対応した。 | 3 | 先着順相談では、129件の新規相談があり、前7割は、緊急対応が必要な相談となっている。また、電話相談では1132件の相談に対応した。 | 3 | ■成果：様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整えた。 ■課題：相談員の相談技術の向上と相談窓口の周知を図る必要がある。 | C | 教育委員会事務局 | 総合教育センター 教育相談センター |
| 367 | | | | 327 | 電話相談ホットライン | 学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人に対し、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図る。 | 学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生活、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があるとき、通報・相談できるように「ダイヤルSOS」を開設し、これまで教育相談機関に併設する形で対応した。 | 3 | 学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生活、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があるとき、通報・相談できるように「ダイヤルSOS」を開設し、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えた。 | 3 | 学校内外を問わず、児童生徒の生活、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があるとき、通報・相談できるように「ダイヤルSOS」を開設し、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えた。 | 3 | ■成果：学校内外を問わず、児童生徒の生活、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があるとき、通報・相談できるように「ダイヤルSOS」を開設し、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送し、ただちに対応できる体制を整えた。 ■「子どもの権利」に関連して：相談された事業の早期解決により、子どもが守られる権利の保障が促進された。 ■課題：任意相談であるため相談者の特定や事象の改善に向けたより具体的な対応策の検討については課題である。 | C | 教育委員会事務局 | 指導課 |
| 368 | | | | 326 327 | スクールカウンセラーの配置・活用 | 各学校に、専門的知識、経験を有するカウンセラーを配置し、教職員とは異なる側面から教育相談に当たる。また、教職員との連携共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制の構築を図る。 | スクールカウンセラーの市立中学校への全校配置、学校巡回カウンセラーの小中学校、高等学校への導入により、各校に対する相談体制の充実が図られた。中学校2校のカウンセラーによる相談は18053人、小学校では9367人、高等学校では1110件の相談があった。 | 3 | スクールカウンセラーの市立中学校への全校配置、学校巡回カウンセラーの小中学校、高等学校への導入により、各校に対する相談体制の充実が図られた。中学校2校のカウンセラーによる相談は18000人、小学校では9300人の相談があった。事件発生率も急激に減少している。 | 3 | スクールカウンセラーの市立中学校への全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校には要請に応じて派遣し、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校に対する相談体制の充実が図られた。中学校5校のカウンセラーによる相談は18000人、小学校では9300人の相談があった。事件発生率も急激に減少している。 | 3 | ■成果：様々な相談ニーズに応じて、学校や関係機関と連携しながら対応することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが安心して相談できる体制を整えた。 ■課題：学校現場に合った配置を進め、充実した相談体制の構築を図る必要がある。 | C | 教育委員会事務局 | 総合教育センター 教育相談センター |
| 369 | | | | 328 | スクールソーシャルワーカーの配置・活用 | 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的知識や技術を有するSSWにより、相談を受けた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図る。 | 各区：教育担当に1名ずつ配置されているSSWが、学校からの要請を受け、必要に応じて児童・生徒の生活や学習環境の改善に向けた支援を行っている。また、学校からの要請を受けて実施している場合、各区・教育担当が必要と判断した場合には要請がなくても派遣できるようにした。また、特別支援学校・学校巡回回数ともに、大きく増加した。 | 3 | 川崎区に1名増員して全名体制とし、必要に応じて児童・生徒、保護者、教職員との連携、関係機関へのつなぎ等を行い、課題を抱えた児童・生徒の課題解決に向けた支援を行った。また、学校からの要請を受けて実施している場合、各区・教育担当が必要と判断した場合には要請がなくても派遣できるようにした。また、特別支援学校・学校巡回回数ともに、大きく増加した。 | 3 | 川崎区に1名増員して全名体制とし、必要に応じて児童・生徒、保護者、教職員との連携、関係機関へのつなぎ等を行い、課題を抱えた児童・生徒の課題解決に向けた支援を行った。また、学校からの要請を受けて実施している場合、各区・教育担当が必要と判断した場合には要請がなくても派遣できるようにした。また、特別支援学校・学校巡回回数ともに、大きく増加した。 | 3 | ■成果：周知・啓発に力を入れたことにより、スクールソーシャルワーカーの派遣・活用が充実し、課題の解決・好転につながっている。 ■「子どもの権利」に関連して：「子どもの権利」が保護されるよう、課題を抱えた児童生徒に対して、その置かれている環境を改善する支援に努めている。 ■課題：教職員やスクールカウンセラーとの連携をいっそう強め、さらなる盛りこむを図りたい。 | C | 教育委員会事務局 | 教育改善推進室 |
| 370 | | | | 329 | 人権オンプズバーソンと併設機関・団体との連携事業 | 各区のこども支援室、学校、関係機関、民間団体等と密な連携を行い、子どもの権利の侵害の早期救済を図る。 | 各区こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権教育推進会議、合同校長会議等、制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。また、子どもが相談受け付け数は139件、子どもが救済受け付け数は5件、発覚件数は2件であった。 | 3 | 各区こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権教育推進会議、合同校長会議等、制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。 | 3 | 各区こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権教育推進会議、合同校長会議等、制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。 | 3 | ■成果：こども支援室、各区地域まもり支援センター、教育委員会等関係機関との連携が図れた。 ■「子どもの権利」に関連して：関係機関と連携して、子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行った。 ■課題：引き続き各種会議等を通じて、さらにこども支援室、各区地域まもり支援センター等と連携を図る必要がある。 | C | 市民オンプズマン事務局 | 人権オンプズバーソン担当 |



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の評価について

平成 29(2017)年 11 月

発行 川崎市

連絡先 川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2344

FAX：044-200-3931

メールアドレス：45sien@city.kawasaki.jp